



第29号の内容

- ▼悪質な「利用した覚えのない請求」にご用心！
- ▼商品券等をお持ちの皆様へ（近畿財務局きんざい金融ホットライン）
- ▼今後の講座開催予定
- ▼注文していないのに健康食品が送られてきた！

悪質な「利用した覚えのない請求」にご用心！

「利用した覚えがない架空の請求をうけているが、どうしたらよいか」という相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

どんな名目で請求されるの？

「有料サイト利用料」「出会い系サイト利用料」「他者から譲渡された債権」などさまざまです。

どんなところから請求がくるの？

そのサービスを提供したと称する**サイトの運営者や通信会社**を名乗るだけでなく、**法務省が許可した債権回収業者**と同一または類似の名称を名乗ったり、**弁護士や弁護士事務所**を名乗ったりするケースもあります。また、**実在する公的機関**によく似た名称、**実在する中央省庁の名称、公益法人等**を名乗るものもあります。

請求手段と内容は？

電子メール、はがき、封書等、いろいろな手段が使われています。「入金がない場合には自宅、勤務先へ回収に出向く」「裁判所から回収に行く」など、不安をあおる文言が使われているケースがほとんどです。



集金的手段としては、従来から**請求書に送金先として銀行口座名が明記**されていましたが、金融機関の架空請求被害への積極的な取り組みなどもあり、**銀行口座への振込が簡単でなくなると、現金書留**で送金させたり、**代引郵便を悪用**するなどの新たな集金の手段もでてきました。最近では郵便局のエクスパックで書類の郵送と偽って現金を送金させる等、巧妙・悪質な手口もみられます。



このような相談は、平成14年度から急増し、もっとも多かった17年度には全国で65万件にも達し、すべての消費者相談の35%を占めるまでになりました。その後、行政機関等が連携してトラブル防止に努めたこともあり減少しましたが、現在も多数の相談が寄せられています。

「架空請求」への対処法

◆利用していなければ払わない

まったく根拠のない架空請求が横行しています。これらは、何らかの名簿を入手した悪質業者が、その名簿に基づき、アトランダムに根拠のない請求書を大量に送ったものとされます。

請求書には「自宅まで回収に行く」「勤務先を調査」「強制執行」「信用情報機関に登録」など不安をあおるような脅し文句が書いてあることもあり、請求書を送り付けられた人の中には、関わりたくなくて振り込んでしまったり、あるいは過去に自分が使った別事業者の請求と勘違いしたり、家族が使ったと思っただけで、支払ってしまう人もいます。こういった、勘違いや関わりになりたくない気持ちにつけ込む手口です。



◆消費生活センターへ相談する

請求された内容について不明な点があったり、不安を持った場合には、相手に連絡・料金を払う前に、まず消費生活センターに相談しましょう。同じ文面の請求書が多くの人に届いているなどの架空請求の情報やアドバイスが得られます。

「裁判所からの支払い督促」や「少額訴訟の呼出状」と思われる場合は、書類の真偽の判断が難しいので、放置せず、すぐに消費生活センターに相談ください。



滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで、祝日・年末年始は除く

◆これ以上、電話番号などの個人情報知らせない

郵送の場合は、請求書が実際に届いているので、事業者は名前と住所は知っていることとなります。また、電子メールの場合ではメールアドレスを知っていることとなります。新たに、電話番号などの個人情報を知られてしまったら、今度は電話など別の手段で請求してくることが予想されます。



◆証拠は保管しておく

今後何らかのアクションが業者からあった時のために、請求のはがき、封書、電子メールは保管しておきましょう。

◆警察へ届出を

根拠のない悪質な取り立ての場合は、警察に届けましょう。



商品券等をお持ちの皆様へ

商品券、ギフト券、IC式のプリペイドカード等（以下「商品券等」）の使用にあたっては、以下の点にご留意ください。

（注）商品券等には、各店のポイントカードやマイレージ、乗車券の回数券など含まれません。

●有効期限の確認等

- ・有効期限の記載のある商品券等は、期限が過ぎると使用できません。商品券等の有効期限を確認しましょう。
- ・商品券等は、原則として換金することやお釣りをもらうことはできません。

●発行者が商品券等の利用を終了した場合

- ・一定期間を設けたうえで、保有者へ払戻が行われますので、新聞公告や店舗等での掲示物には十分注意しましょう。



●万一、発行者が破綻した場合

- ・発行者が発行保証金の供託等を行っているときは、財務局等が行う還付手続きにより発行保証金から優先的に配当をうけることができます。

相談窓口 **近畿財務局 きんざい金融ホットライン**（平日 9 時～16 時）

〒540-8550 大阪府中央区大手前 4-1-76

電話：06-6949-6259 FAX：06-6949-6790

メール：k-hotline@kk.lfb-mof.go.jp

☆☆ 今後の講座開催予定 ☆☆ みなさんのご参加をお待ちしています！

月	日	テーマ	講師	会場
1月	26日	★消費者被害防止公開講演会 「消費者被害に遭わないために」 －日常生活の法律知識－	弁護士 小島 幸保 氏 (NHKのテレビ番組「バラエティー生活笑百科」出演中)	滋賀県立男女共同参画センター
2月	22日	くらしの情報セミナー 食品表示のキホンを学ぼう！	滋賀県立大学 人間文化学部 教授 柴田 克己 氏	滋賀県消費生活センター
3月	8日	くらしの情報セミナー 危険！携帯・ネットに潜むワナ	NIT情報技術推進ネットワーク 篠原 嘉一 氏	県庁東館7階 大会議室
3月	23日	★消費者被害防止公開講演会 「だましの手口」 －知らないと損する心の法則－	立正大学 対人・社会心理学科 教授 西田 公昭 氏	滋賀県立男女共同参画センター

★1月26日と3月23日に開催する「**消費者被害防止公開講演会**」は消費者被害防止のための連携事業として、滋賀県地域女性団体連合会に委託して実施するものです。

参加申込は滋賀県地域女性団体連合会（電話：0748-37-3113）へ

注文していないのに健康食品が送られてきた!

健康食品の電話勧誘販売で、「断ったにもかかわらず商品が送られてきた」「買うとは言っていないのに商品が届いてしまった」などという相談が多数寄せられています。

「注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があった」「注文した覚えはない」と伝えると、「確かに注文している。代金は2万円。支払わないと訴える」と脅された。経済的にゆとりがないので、そんなに高い健康食品を注文するはずがないのに、翌日業者が言ったとおり商品が届いてしまった。(70歳代女性)



◆申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければきっぱり断りましょう。

◆商品が届いてしまったら・・・

◇断ったにもかかわらず一方的に送り付けられた場合、商品を受け取り拒否しましょう。

- ・安易に受け取らないようにし、**業者名と連絡先をメモ**しておきましょう。
- ・万一、受け取ってしまった場合、送り返すか、受け取った日から14日間は保管しておきましょう。(14日経過後は自由に処分してもよいが、商品を使用・消費したときは購入する意思があったとみなされる可能性があるため注意が必要)

◇電話で勧誘され承諾してしまった場合、クーリング・オフ(無条件で契約解除)できます。

- ・書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます。クーリング・オフ期間が過ぎても、解約できることもあるので、あきらめずに相談してください。

◆病気治療の目的で健康食品を利用することは絶対に避けましょう。

- ・健康食品はあくまでも食品の一つであり、病気の治療に用いるものではありません。
- ・医薬品と健康食品を併用する場合、相互作用により、思わぬ健康被害が発生することもあります。

◆高齢者が被害にあっていないか家族や周囲が注意し見守りましょう。

- ・判断力の不足に乗じて、強引に商品を送り付けるような手口が見受けられるので、家族や周囲の人は注意して見守りましょう。

◆トラブルにあったら、すぐに消費生活センター等へご相談ください。



滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで

祝日・年末年始は除く

「くらしのかわら版」第29号(平成25年1月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成25年3月上旬に発行予定です。